

円 LIBOR 参照金利スワップの新規取引停止等について

ターム物金利構築に関するサブグループにおいて、円 LIBOR 参照金利スワップの新規取引停止等に関して、以下のコンセンサスを得た。同サブグループとしては、市場参加者が、以下の事項を踏まえたうえで所要の対応を講じることを期待する。

—— 「円金利スワップ市場における LIBOR 公表停止への対応」（2021年3月26日公表）では、「2021年末以降に満期を迎える円 LIBOR 参照の金利スワップについて、遅くとも2021年9月末までに新規取引を停止すること」としており、本ステートメントはその具体的な取扱いに関するもの。

1. 「円金利スワップ市場における LIBOR 公表停止への対応」のとおり、2021年末以降に満期を迎える「円 LIBOR 参照の金利スワップ」について、2021年9月末までに新規取引を停止すること。
 - 「円 LIBOR 参照の金利スワップ」には、線形商品（円 LIBOR vs TONA ベーシス・スワップ等の TONA First の対象外となっている商品を含む）だけでなく、非線形商品も含まれる。
 - 円 LIBOR を参照する既存ポジションのリスク管理目的等でのデリバティブ取引は、新規取引停止の対象から除く。また、顧客のために執行した取引が円 LIBOR リスクの積み増しとなることを妨げるものではなく、顧客の取引目的の確認までを求めるものではない。
 - 円 LIBOR 参照の金利スワップについて、上記の対象外である取引を含め、市場参加者ができる限り速やかに移行対応を進めることを期待する。
2. 円 LIBOR 参照の金利スワップ（非線形商品）のインターバンクのボイス・ブローカー市場における気配値呈示（執行機能を含む）については、2021年9月30日の取引終了をもって原則として一斉に停止すること（TONA First）。
 - 具体的には、現物決済のスワップションやキャップ・フロア取引など。
 - 金利スワップ（非線形商品）のインターバンクのボイス・ブローカー各社による気配値画面の提供については、停止に伴うエンド・ユーザーへの影響等を勘案のうえ、可能な限り速やかに、当該ブローカー各社において適切な対応をとることを期待する。